

小作争議調査表

No. 127

(昭和九年十一月分)

財團協調會福岡出張所

場 所	浮羽郡 新宮村 大塚原 小作	
	地主 西見	小作人 古賀 伊 助
關係人員	地主 西見	小作人 伊 助
地 主 關 係 團 體	+	小作人 關係團體 日農浮羽郡聯合會
原 因	小作人他と比較し、十作料高率の理由の下に、二割五割減を要求し、これを拒絶せしむるに因り	
要 求 事 項	十作料永久二割五分減要求	
經 過	小作人の要求に対し地主は却り、土地返還を要求するに至り、双方主張を固持し、事然要化せしむる傾向見へるとして、他の影響を考慮し、折衝を半年間に於て交渉苦を蒙り、解決を指示の結果下記の條件を解決せし	
結 果	一 昭和八年度より四付六儀三年五割五分を、五儀半に永久減額す。 二 四年年度不作票(四十五包)を本年十一月より自給に交換せし。 三 本年二月末日迄は地主より若干十作料を差入る。	

昭和九年十一月分

備考

果

結

一 小作人は十作地を敵十作料を地主に返還すること
二 地主は三割に十作料に相当する土地を小作せめ、尚本年年度争作の代りに三十内を小作人に交付すること